

## 気象警報等に伴う臨時休業等の対応について

日頃は、本校教育の推進に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本校では気象警報等による臨時休業等の対応について、下記のように規定しておりますのでお知らせします。御確認の上、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

また、授業時間の途中で警報等が出されて、下校を繰り上げる場合もありますので、気象情報等には御注意ください。

### 記

- 1 気象警報が発表された場合、臨時休業とします。
  - (1) 対象となる警報の種類  
「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「津波警報」  
※ 上記のうち、一つでも発表されているとき（「波浪」「高潮」を除く）。  
「特別警報」（波浪、高潮を含む、いずれかの特別警報が発表された場合）
  - (2) 対象地域  
「丹後地域」「京都府北部」「宮津市」「与謝野町」「伊根町」「京丹後市」のいずれかに上記の警報又は、特別警報が発表された場合。
  - (3) 時間帯  
午前6時30分の時点
  
- 2 次の場合については、警報は発表されていなくても臨時休業とします。
  - (1) スクールバスの運行が困難であると判断される場合。
  - (2) 午前6時30分の時点で警報は発表されていないが、気象台の情報を基に、今後天候が悪化し警報発表の予想がされ、危険であると判断される場合。
  
- 3 午前6時30分以降に警報が発表された場合は状況に応じて対応します。  
警報の発表時間帯に応じ、臨時休業又は児童生徒の安全確保を図りながら下校時間を早めるなど必要な措置をとります。  
なお、登校後警報が発表された場合やすぐに下校することが危険と判断される場合などは、状況に応じて下校時間を判断します。時間を変更する場合のみ、家庭に連絡をさせていただきますので、御了承ください。
  
- 4 連絡等について
  - (1) 保護者等連絡用アプリ（<sup>テトル</sup>tetoru）によりお知らせします。必要に応じて（未登録の家庭及び7時30分まで未読状態が継続する家庭等）学校より連絡します。
  - (2) 寄宿舎生についても必要に応じて家庭へ連絡します。
  
- 5 その他  
寄宿舎生の保護者等の皆様には、寄宿舎の対応について別途お知らせします。